

**令和 4 年度 屋根置き太陽光発電設備導入
モーター事業補助金交付事業
Q&A 集**

2022 年 7 月

一般社団法人 環境省エネ推進研究所

目次

1. 補助事業全般	4
問 1. 本補助事業はどのような体制で行われますか。.....	4
問 2. 補助金の名称にある「屋根置き太陽光発電設備・屋根置き PV」とはどういうものですか。.....	4
2. 補助金の申請	4
問 3. 交付申請書は先着順での採択ですか。.....	4
問 4. 公募要領に記載された事業要件を満たす申請であれば、必ず採択されますか。応募額が予算額を超えた場合、どのような絞り込みで選定されますか。.....	4
問 5. 事業補助金の全体予算金額はいくらですか。.....	4
問 6. 補助金を 1 社で複数事業所を申請してもよいですか。.....	5
問 7. 採択時には、設備規模による二酸化炭素の削減効果が優先評価されますか。.....	5
問 8. 本補助金を国やその他地方公共団体の補助金と併用できますか。.....	5
問 9. 新潟県外の施設を申請できますか。.....	5
問 10. 学校法人、社会福祉法人、医療法人、協同組合などは本補助金の申請者になれますか。.....	5
問 11. 大企業が中小企業かを問わず、本補助金の申請者になれますか。.....	5
問 12. 個人事業主は申請できますか。申請できる場合、追加で提出が必要な書類はありますか。.....	5
問 13. 地方公共団体は本補助金の申請者になれますか。.....	5
問 14. 個人は本補助金の申請者になれますか。.....	5
問 15. 宗教団体が所有する施設を本補助金で申請できますか。.....	5
問 16. 新築の建物を申請できますか。.....	5
問 17. 有識者審査会とはどういうものですか。.....	6
問 18. 自家消費率とはどういうものですか。.....	6
3. 太陽光発電設備	6
問 19. 既設の太陽光発電設備がある施設に増設する形で本補助事業に申請することはできますか。....	6
問 20. 建物の構造計算は必要ですか。.....	6
問 21. 固定価格買い取り制度（FIT）や FIP 制度は利用できますか。.....	6
問 22. 余剰電力を売電することはできますか。.....	6
問 23. 一般的な住宅を法人が所有して使用している場合や個人が所有し仕事場として使用している場合、10KW 未満の太陽光発電設備を導入する申請は認められますか。.....	6
4. 「オンサイト PPA モデル」での申請	7
問 24. 本補助事業における「オンサイト PPA モデル」とはどのようなものですか。.....	7
問 25. 「オンサイト PPA モデル」で PPA 事業者として申請するための条件はありますか。.....	7
5. 「自己所有」での申請	7
問 26. 「自己所有」の区分はどのような場合ですか。.....	7
6. CO2 削減量・環境価値	7

問 27. 太陽光発電設備の発電電力量などの計測機器の導入は必須ですか。.....	7
問 28. 本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）を J-クレジット制度に登録することは認められますか。.....	8
問 29. 本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。.....	8
7. 応募に必要な書類	8
問 30. 交付申請書の様式で押印が必要なものはありますか。.....	8
問 31. 代表申請者以外に共同申請者や共同事業者（需要家）がいる場合、共同申請者や共同事業者（需要家）についても「事業者概要」「定款」「財務諸表等」「暴力団排除に関する誓約事項」を提出する必要がありますか。.....	8
8. 発注・契約・資金調達・支払い	8
問 32. 補助金の申請をする前に発注、契約した経費を補助対象経費として申請することはできますか。 .	8
問 33. 補助対象設備の発注、契約はいつから可能ですか。.....	8
問 34. 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何かですか。.....	8
問 35. 見積書は 何社分必要ですか。.....	9
問 36. 公募要領の公開日以前の見積書を申請書の経費の根拠資料にすることはできますか。.....	9
9. その他	9
問 37. 補助事業の「完了」とはどういう状態を指しますか。.....	9
問 38. 災害などのやむを得ない理由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合はどのような取り扱いになりますか。.....	9
問 39. 補助金の振込先は代表申請者になりますか。.....	9

1. 補助事業全般

問 1. 本補助事業はどのような体制で行われますか

本事業は、間接補助の形式で執行されます。新潟県が公募により補助金の交付事務などを行う執行団体（補助事業者）を選定し、当該執行団体において補助事業者（新潟県にとっては間接補助事業者）の公募・採択を行い、補助金を交付します。

本補助事業についての問い合わせは、間接補助金の執行団体である一般社団法人 環境省エネ推進研究所までお願いします。

問 2. 補助金の名称にある「屋根置き太陽光発電設備・屋根置き PV」とはどのようなものですか

屋根置き太陽光発電設備とは、屋根材の上に架台を固定してその上に、ソーラーパネルを設置する工法です。カーポート等の屋根材の上に設置する場合も対象です。太陽電池（Photovoltaic = PV）やその周辺機器を含めたシステム全体を、PV システムと呼びます。

屋根の上ではなく、地上に直接架台を設置するタイプの“野立て”は対象外です。

2. 補助金の申請

問 3. 交付申請書は先着順での採択ですか。

交付申請書は先着順での採択ではありません。

本補助金に申請する場合、内容を十分検討した上で、公募要領に記載された「応募に必要な書類」を公募期間内に提出するようお願いします。

問 4. 公募要領に記載された事業要件などを満たす申請であれば、必ず採択されますか。応募額が予算額を超えた場合、どのような絞り込みで選定されますか。

公募要領に記載された事業要件などを満たす申請内容であったとしても、予算の制約などにより必ず採択されるとは限りません。

一般社団法人環境省エネ推進研究所は交付申請書を受理した後、申請の内容が本補助事業の目的にかない、公募要領や交付規程に記載された事業要件などを満たすものであるかを審査し、外部有識者などから構成される審査委員会での審査を経て、新潟県と協議の上、予算の範囲内で採択を行います。

応募額が予算額を超える場合は、予算額の範囲でなるべく多くの事業者を採択する観点から、一事業者あたりの採択額に上限を設けるなどの絞り込みを行うことがあります。

問 5. 事業補助金の全体予算金額はいくらですか。

全体予算として 5,760 万円を予定しております。

問 6. 補助金を 1 社で複数事業所を申請してもよいですか。

特に制限を設けてはいません。

問 7. 採択時には、設備規模による二酸化炭素の削減効果が評価優先されますか。

施設規模よりも、きちんと積雪対応がされた設計であるか等を含め総合的に評価します。

問 8. 本補助金を国やその他地方公共団体の補助金と併用できますか。

本事業は、コロナ臨時交付金が財源となっているため、財源が重複しない場合は受給可能です。

問 9. 新潟県外の施設を申請できますか。

本補助事業の対象は新潟県内の施設に限ります。

問 10. 学校法人、社会福祉法人、医療法人、協同組合などは本補助金の申請者になれますか。

学校法人、社会福祉法人、医療法人、特別法の規定に基づき設立された協同組合（農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合など）などは本補助金の申請者になることができます。

問 11. 大企業か中小企業かを問わず、本補助金の申請者になれますか。

公募要領に記載された「補助金の申請者の要件」に該当していれば、大企業か中小企業かを問わず、本補助金の申請者になることができます。

問 12. 個人事業主は申請できますか。申請できる場合、追加で提出が必要な書類はありますか。

個人事業主は青色申告者であれば申請可能です。個人事業主が申請を行う場合、確定申告書 B および所得税青色申告決算書の写しの提出が必要です。電子申告を行った場合は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で確認できる受信結果（受信通知）のスクリーンショットを併せて提出してください。

問 13. 地方公共団体は本補助金の申請者になれますか。

地方公共団体は本補助金の申請者（代表申請者、共同申請者）になることはできません。PPA モデルでの活用、共同事業者としての申請もできません。

問 14. 個人は本補助金の申請者になれますか。

個人は本補助金の申請者（代表申請者、共同申請者）になることはできません。

問 15. 宗教団体が所有する施設を本補助金で申請できますか。

宗教団体が所有する施設は本補助金の対象外とします。

問 16. 新築の建物を申請できますか。

補助事業の期間内に補助事業を完了できるのであれば、新築の建物を申請することは可能です。

問 17. 有識者審査会とはどういうものですか。

学識経験者や実践的知識を持つ者などから構成され、意見を聴取することを目的とした会議です。

問 18. 自家消費率とはどういうものですか。

自家消費比率とは、太陽光の発電量のうち どれだけ設置した施設内で使用したかということです。

「年間自家消費量の見込み」÷「年間発電量の見込み」×100 で求められます。

3. 太陽光発電設備

問 19. 既設の太陽光発電設備がある施設に増設する場合は申請することはできますか。

補助対象となり得ます。

問 20. 建物の構造計算は必要ですか。

申請前に設置する建物が構造上、架台を含めた荷重に耐えられることを確認した上で申請してください。

問 21. 固定価格買い取り制度（FIT）や FIP 制度は利用できますか。

本補助事業で導入する太陽光発電設備で発電した電力は余剰電力を含め、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく FIT（固定価格買い取り制度）制度または FIP（Feed in Premium）制度により売電することはできません。

問 22. 余剰電力を売電することはできますか。

余剰電力については、売電することは可能です。ただし、FIT や FIP により売電することはできないため、余剰電力を売電する場合は電気事業者との個別契約において価格などを決定してください。

問 23. 一般的な住宅を法人が所有して使用している場合や個人が所有し仕事場として使用している場合、申請は認められますか。

一般的な住宅を法人が所有して使用している場合や個人が所有し仕事場として使用している場合、電力使用量、発電量が不可分であるものは認められません。

4. 「オンサイト PPA モデル」での申請

問 24. 本補助事業における「オンサイト PPA モデル」とはどのようなものですか。

本補助事業における「オンサイト PPA モデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者（PPA 事業者）が需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有（第三者所有）・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む）をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を指します。

補助金額の全額がサービス料金の低減等により需要家に還元されるものであり、補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類（需要家と PPA 事業者との契約書、覚書など）の提出を交付の条件とします。

問 25. 小売電気事業者以外でも PPA 事業者になれますか。

同一の需要地内で需要家に売電することは電気事業法の規制外のため、許可等がなくても売電は可能です。

5. 「自己所有」での申請

問 26. 「自己所有」の区分はどのような場合が該当しますか。

自家消費を主目的とし太陽光発電設備を買い取るものをいいます。

6. CO2 削減量・環境価値

問 27. 太陽光発電設備の発電電力量などの計測機器の導入は必須ですか。

補助対象設備の CO2 削減量の実績値を正確に把握するため、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力量などの計測機器の導入は必須とします。計測機器を導入せず、前年度の電気使用量と比較することで CO2 削減量を推定するなどといったことは認められません。

問 28. 本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）を J-クレジット制度に登録することは認められますか。

補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果（環境価値）を J-クレジット制度に登録することは認められません。

問 29. 本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。

認められません。

7. 応募に必要な書類

問 30. 交付申請書の様式で押印が必要なものはありますか。

交付申請書は全て押印が必要です。内容を十分確認した上で提出をお願いします。

問 31. 代表申請者以外に共同申請者や共同事業者（需要家）がいる場合、共同申請者や共同事業者（需要家）についても「事業者概要」「定款」「財務諸表等」「暴力団排除に関する誓約事項」を提出する必要がありますか。

補助事業を 2 者以上で実施する場合は、補助金の交付の対象になり得る事業者のうち、補助金の交付を受ける事業者を代表申請者とし、それ以外の事業者を共同申請者としてください。

需要家は共同事業者としてください。

共同申請者や共同事業者（需要家）がいる場合、共同申請者や共同事業者（需要家）についても「事業者概要」「定款」「財務諸表等（申請企業の単体ベースの直近の 3 決算期の貸借対照表、損益計算書など）」「暴力団排除に関する誓約事項」を提出する必要があります。

8. 発注・契約・資金調達・支払い

問 32. 補助金の申請をする前に発注した経費を補助対象経費として申請することはできますか。

交付決定日より前に発注、契約した経費は補助金の交付の対象外となります。

問 33. 補助対象設備の発注、契約はいつから可能ですか。

本補助事業により導入する補助対象設備の発注、契約は交付決定日以降に行っていただく必要があります。ただし、交付決定前に見積もり合わせを実施するなどして発注先の業者を選定することは認められます。

問 34. 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何か。

補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不適當である場合は、指名競争または随意契約によることができます。

問 35. 見積書は 何社分必要ですか。

提出は 1 社分で結構です。

問 36. 公募要領の公開日より前に作成された見積書を申請書の経費の根拠資料にすることは認められますか。

公募要領の公開日より前に作成された見積書も根拠資料として認めます。

9. その他

問 37. 補助事業の「完了」とはどのような状態を指しますか。

本補助事業により導入する設備の引き渡し済み、補助対象経費の支払いが済んだ時点をもって、補助事業の「完了」とみなします。ただし、電力会社に連系手続きの申し込みをした上で、連系手続きに時間を要する場合、発電開始は事業完了後でも可とします。

問 38. 補助事業の期間内の完了を見込んで申請を行ったものの、補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合はどのような取り扱いになりますか。

補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合は、そのことが判明した時点で一般社団法人環境省エネ推進研究所に相談してください。

問 39. 補助金の振込先は代表申請者になりますか。

補助金の振込先は代表申請者になります。